

平成26年第2回  
美唄市議会定例会会議録  
平成26年6月12日(木曜日)  
午前10時08分 開会

### ◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政並びに教育行政報告
- 第6 報告第6号 例月出納検査結果報告
- 第7 報告第7号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第8号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第9号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第10号 定期監査報告
- 第11 報告第11号 美唄市土地開発公社の  
経営状況説明書提出の件
- 第12 報告第12号 株式会社美唄ハイテク  
センターの経営状況説明書提出の件
- 第13 報告第13号 株式会社ベル・カント  
の経営状況説明書提出の件
- 第14 報告第14号 繰越明許費繰越計算書  
の件(美唄市一般会計)
- 第15 承認第4号 専決処分の承認を求め  
る件(美唄市税条例の一部を改正す  
る条例)
- 第16 議案第32号 美唄市非常勤消防団員  
にかかる退職報償金の支給に関する  
条例の一部改正の件
- 第17 議案第33号 美唄市火災予防条例の  
一部改正の件
- 第18 議案第34号 美唄市役所出張所設置  
条例廃止の件

- 第19 議案第35号 美唄市手数料徴収条例  
の一部改正の件
- 第20 議案第36号 美唄市税条例の一部改  
正の件
- 第21 議案第37号 契約締結の件
- 第22 議案第38号 損害賠償の額決定の件
- 第23 議案第39号 美唄市字の名称及び区  
域変更の件
- 第24 議案第40号 平成26年度美唄市一般  
会計補正予算(第1号)

### ◎出席議員(13名)

議長	内馬場	克康	君
副議長	五十嵐	聡	君
1番	倉本	賢	君
3番	谷村	知重	君
4番	丸山	文靖	君
5番	本郷	幸治	君
6番	森川	明	君
7番	吉岡	文子	君
8番	桜井	龍雄	君
9番	金子	義彦	君
10番	高田	正則	君
12番	小関	勝教	君
13番	土井	敏興	君

### ◎欠席議員(1名)

2番	長谷川	吉春	君
----	-----	----	---

### ◎出席説明員

市	長	高橋	幹夫	君
副市	長	藤井	英昭	君
総務部	長	市川	厚記	君
市民部	長	竹田	隆	君

保健福祉部長兼福祉事務所長 山崎一広君  
経済部長 須田正毅君  
都市整備部長 本田弘明君  
市立美唄病院事務局長 高倉雄治君  
消防長 後藤樹人君  
総務部総務課長 佐藤崇君  
総務部総務課主査 置田孝浩君

---

教育委員会委員長 高橋泰浄君  
教育長 早瀬公平君  
教育部長 伊藤敦史君

---

選挙管理委員会委員長 竹山哲郎君  
選挙管理委員会事務局長 佐藤崇君

---

農業委員会会長 西川芳勝君  
農業委員会事務局長 吉村清孝君

---

監査委員 山口隆慶君  
監査事務局長 濱砂邦昭君

---

### ◎事務局職員出席者

事務局長 中平匡司君  
次長 三上忠君

---

午前10時08分 開会

●議長内馬場克康君 ただいまより、本日をもって招集されました平成26年第2回美唄市議会定例会を開会いたします。

---

●議長内馬場克康君 これより、本日の会議を開きます。

---

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署

名議員を指名いたします。

9番 金子義彦議員

10番 高田正則議員

を指名いたします。

---

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より6月23日までの12日間とし、うち6月13日ないし6月16日、6月19日ないし6月22日を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

●議長内馬場克康君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については、朗読を省略いたします。

諸般報告についてご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、諸般報告を終わります。

---

●議長内馬場克康君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても、朗読を省略いたします。

議長報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、議長報告を終わります。

---

●議長内馬場克康君 次に日程の第5、市政

並びに教育行政報告に入ります。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） おはようございます。平成26年第2回市議会定例会に当たり市政の主なものについて、ご報告申し上げます。

初めに、平成25年度各会計決算概要について申し上げます。各会計のうち、市立美唄病院事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計は3月31日をもって、また、一般会計、市民バス会計、国民健康保険会計、下水道会計、介護保険会計、介護サービス事業会計及び後期高齢者事業会計は5月31日をもってそれぞれ出納を閉鎖いたしました。その概要は、別紙のとおりであります。

なお、一般会計におきましては、地方交付税が予算額を下回ったものの、職員費や特別会計支出金の執行減、更には効率的な事業執行に努めたことなどから、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支で2億2,449万3,584円の黒字決算となりました。

今後におきましても、財政健全化計画を着実に推進し、持続可能な行政運営に全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、スクールバスの車検切れ運行について申し上げます。去る4月8日に美唄市教育委員会において運行管理しているスクールバス1台について、平成25年11月5日から155日間のうち86日にわたり、車検期間が満了していることに気づかず運行していたことが判明いたしました。車検切れとなった原因は、市役所内部における車両管理及び整備業務の確認の不徹底によるものであり、法令に基づき車両を管理する責務を有するものとして、

このことを大変重く受け止め、速やかに美唄警察署及び北海道運輸局札幌運輸支局に報告するとともに、この事実を公表したところであります。スクールバスを利用されている児童・生徒の皆さんや保護者の皆様、市民の皆様に対し、改めて心よりおわびを申し上げる次第でございます。再発防止に向けては車両整備に関する手順の改善やチェック体制の再構築に取り組んだところであり、今後の安全運航に万全を期してまいります。

次に、財団法人美唄市振興公社の清算結了について申し上げます。財団法人美唄市振興公社は平成16年3月31日に解散し、清算業務を行ってまいりましたが、去る3月20日に清算を結了し、3月31日に清算結了登記を終え、すべての事務処理が終了いたしました。

なお、清算結了に伴う残余財産、現金146万8,353円及びスキー場施設等の固定資産209万2,462円は同公社寄附行為の規定に基づき、美唄市に寄付されたところであります。

次に、北海道中央コンピュータ・カレッジについて申し上げます。職業訓練法人美唄情報開発学園は、昨年の通常総会において学生募集を停止し、本年5月29日に開催された総会において同学園が運営する北海道中央コンピュータ・カレッジを在校生が卒業する平成27年3月31日付で閉校することを決定したところであります。なお、当該施設につきましては、公共または公共的施設として利用することを条件に平成23年4月、国から無償譲渡を受けたことから今後その条件を踏まえ、利活用策を検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げます報告を終わります。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） おはようございます。スクールバスの車検切れ運行について申し上げます。ただいま、市長から市政報告があったスクールバスの車検切れ運行につきまして、教育委員会からもご報告並びにおわびを申し上げます。このたび判明いたしましたスクールバスの車検切れによる運行につきましては、児童・生徒の安全を最優先としなければならない教育委員会といたしましてはまことにぎんきにたえないところであり、多くの皆様に多大な不安とご迷惑をおかけしたことを心より深くおわび申し上げます。

教育委員会といたしましては、再発防止に向け、スクールバスについては車検の発注も含め、教育委員会が一元的に車両整備を担当するとともに、運行委託業者や整備事業者との連絡調整をより確実にを行うことにより、チェック体制の強化を図るなど、業務全般にわたる見直しを行ったところであります。

今後ともスクールバスにつきましては、安全基準に基づいた運行を徹底してまいります。

以上申し上げますと報告を終わります。

---

●議長内馬場克康君 次に日程の第6、報告第6号例月出納検査結果報告ないし日程の第10、報告第10号定期監査報告の以上5件を一括議題といたします。

これより本件について一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、報告第6号ないし報告第10号の以上5件を終わります。

---

●議長内馬場克康君 次に日程の第11、報告

第11号美唄市土地開発公社の経営状況説明書提出の件を議題といたします。

これより本件について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、報告第11号を終わります。

---

●議長内馬場克康君 次に日程の第12、報告第12号株式会社美唄ハイテクセンターの経営状況説明書提出の件及び日程の第13、報告第13号株式会社ベル・カントの経営状況説明書提出の件の以上2件を一括議題といたします。

これより本件について一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、報告第12号及び報告第13号の以上2件を終わります。

---

●議長内馬場克康君 次に日程の第14、報告第14号繰越明許費繰越計算書の件を議題といたします。

これより本件について質疑を行いません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、報告第14号を終わります。

---

●議長内馬場克康君 次に日程の第15、承認第4号専決処分の承認を求める件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました承認第4号専決処分の承認を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、専決第1号美唄市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定に

より、去る3月31日付けで専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分を行った美唄市税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成26年3月31日にそれぞれ公布され、一部を除き平成26年4月1日に施行されたことに伴い、市民税、固定資産税、国民健康保険税及び都市計画税について必要な改正を行ったものであります。

改正の主なものについて申し上げますと、市民税では、地方法人税の創設に対応して、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴う見直し、固定資産税では、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置の創設、国民健康保険税では、2割又は5割減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の見直しのほか、法の改正に伴う引用条項や条文の整理に必要な改正を行ったもので、附則において、施行期日及び経過措置を設けたものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 これより承認第4号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって**承認第4号専決処分の承認を求める件**は、原案のとおり**承認**されました。

---

●議長内馬場克康君 次に日程の第16、議案第32号美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件ないし日程の第23、議案第39号美唄市字の名称及び区域変更の件の以上8件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第32号美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、これに準じ、退職報償金の支払額について、改正を行うものであります。

次は、議案第33号美唄市火災予防条例の一部改正の件であります。

本件は、「消防法施行令の一部を改正する政令」の公布により、対象火気器具等の取扱いに関して、条例の基準が見直されたことから、必要な改正を行うものであります。また、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合の届出についても必要な改正を併せて行う

ものであります。

次は、議案第 34 号美唄市役所出張所設置条例廃止の件であります。

本件は、平成 26 年 8 月 31 日をもって東美唄出張所の廃止に伴う条例廃止 並びに関係条例の改正を附則において行うものであります。

次は、議案第 35 号美唄市手数料徴収条例の一部改正の件であります。

本件は、戸籍事務の電算化をとり進めるに当たり、磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面について請求できることとされているため、別表に掲げる証明書の手数料区分の変更を行うものであります。また、戸籍の附票についても磁気ディスクで調製することができることから文言を整理するものであります。

次は、議案第 36 号美唄市税条例の一部改正の件であります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、一部を除き、平成 26 年 4 月 1 日付けで施行されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の主なものについて申し上げますと、軽自動車税に係る平成 27 年度以降に新規に取得される 4 輪車等の新車の税率を引き上げるほか、最初の新規検査から 13 年を経過した 3 輪以上の軽自動車に対する重課の規定の新設などを行ったものであります。

次は、議案第 37 号契約締結の件であります。本件は、美唄市生ごみ堆肥化施設建設工事

の施工について、一般競争入札（総合評価落札方式）を行った結果、議案記載のとおり契約を締結しようとするもので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第 38 号損害賠償の額決定の件であります。

本件は、平成 26 年 1 月 16 日リース車の軽トラックを走行中、美唄市茶志内町 1 区 美唄市一般廃棄物最終処分場搬入道路において塵芥車と接触し、軽トラックはフロント部分が破損し、塵芥車は一部が破損したものであります。

この事故に関しては、公益社団法人 全国市有物件災害共済会の自動車損害共済により対応し、軽トラックと塵芥車に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第 39 号美唄市字の名称及び区域の変更の件であります。

本件は、道営経営体育成基盤整備事業の換地処分に伴い、事業区域に所在する名称の異なる字の区域を変更するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 ただいま提案理由の説明がありました議案第 32 号ないし議案第 39 号の以上 8 件については、大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

これより議案第 32 号ないし議案第 39 号の以上 8 件について一括大綱質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第 32 号及び議案第 33 号の以上 2 件は総務・文教委員会に、議案第 34 号ないし議案第 39 号の以上 6 件は産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたします。

---

●議長内馬場克康君 次に日程の第 24、議案第 40 号平成 26 年度美唄市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。  
市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました議案第 40 号平成 26 年度美唄市一般会計補正予算第 1 号について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第 1 条歳入歳出予算、第 2 条地方債について補正しようとするものであります。

第 1 条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ 2,473 万 9,000 円を増額補正し、補正後の予算総額を 170 億 2,382 万 4,000 円にしようとするものであります。

補正内容は、歳出では、総務費に、自主防災組織 2 団体に対し、防災資機材を貸与し、地域の防災力向上を図るため「地域防災事業」を増額計上いたしました。

衛生費には、軽トラックと塵芥車の交通事故に対する災害共済金の対象外分について、市から賠償金として支出する「ごみの減量化・再資源化推進事業」を増額計上いたしました。

労働費には、緊急雇用対策として、サイクリングや冬のアクティビティなどのスポーツ観光における受入環境整備を進めるため、必要な知識・経験を習得させ、コンシェルジュガイド及びコンシェルジュガイドの業務を補助する者を養成し、雇用の創出を図る「コンシェルジュガイド等養成事業」を、また、外国人観光客等の受入れ、誘致するための環境整備を進めるため、観光客が滞在する宿泊施設である「ピパの湯ゆ〜りん館」において、専門知識や英語などの語学に堪能なスタッフを養成し、雇用の創出を図る「外国人観光客等受入対応スタッフ養成事業」をそれぞれ計上いたしました。

農林費には、「経営所得安定対策」における、畑作物の直接支払交付金の対象面積の確定に必要な経費に対し支援する「経営所得安定対策事業」を増額計上するとともに、人・農地プランに位置付けられた経営体が行う、農業用機械等を導入する際の融資残に対して、経営体育成支援計画に基づき支援する「経営体育成交付金事業」を計上いたしました。

商工費には、交流拠点施設に設置している中央監視装置が故障したため部品交換を行うほか、交流拠点施設送迎バスについて、購入価格や将来的な維持管理経費等を勘案し、新車のマイクロバスを購入する「交流拠点施設整備事業」を増額計上いたしました。

歳入には、対応する財源として、道支出金、繰越金、諸収入、市債をそれぞれ計上するものであります。

第 2 条地方債の補正につきましては、本歳入歳出予算に計上している「交流拠点施設整備事業」について、事業の実施に伴う財源と

して「過疎地域自立促進特別事業債」を 170 万円、「交流施設整備債」を 200 万円増額発行するため、それぞれ地方債の限度額の変更しようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします

●議長内馬場克康君 諮りいたします。

ただいま提案理由の説明のありました議案第 40 号については、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第 40 号について大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、大綱質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第 40 号については、13 人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、

倉本賢議員、長谷川吉春議員、  
谷村知重議員、丸山文靖議員、  
本郷幸治議員、森川明議員、  
吉岡文子議員、桜井龍雄議員、

金子義彦議員、高田正則議員、  
五十嵐聡議員、小関勝教議員、  
土井敏興議員の以上 13 人の議員を指名いたします。

---

●議長内馬場克康君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。  
大変ご苦勞様でした。

---

午前 10 時 29 分 散会

